凡　例

＊本書の本文および引用資料の漢字は、基本的に通用の字体を用いたが、「萬世一系」と「國體」のみ例外的に旧字体を用いた。

＊資料の引用にあたっては、句読点・濁点・ふり仮名を適宜補い、明らかな誤記・誤植と思われるものは訂正した。なお、仮名づかいは原文どおりとした。

＊ある文章や見解等の、大意のみをまとめたり、敷衍して表現を一部変えたりして紹介する場合には、〈　〉に入れて示し、正確な引用の場合の「　」と区別した。

目　次

凡　例

序章　本書の意図と構成……1

第Ⅰ部　戦後皇室典範の制定過程——今日的課題の源流

第一章　「皇室典範的なるもの」への拘泥……24
——皇室典範の基本的性格をめぐって

はじめに——前提としての天皇制の位置……24
1　憲法改正作業のなかの皇室典範……36
2　新皇室典範のかたち……83
——臨時法制調査会における要綱づくりと法制局「想定問答」
3　旧典範の改正か、新典範の制定か——最後の帝国議会における論議……104

第二章　「天皇の退位」「女帝」「庶出の天皇」……127
——皇室典範の各論的考察
1　「天皇の退位」をめぐる論議——臨時法制調査会のばあい……127
i　退位論の風景　127
ii　臨時法制調査会における天皇退位をめぐる論議　136
iii　臨時法制調査会の果たした役割　147
2　「女帝の可能性」と「庶子の皇位継承資格」をめぐる論議……158
i　「女帝」認否をめぐって　158
ii　「庶出の天皇」の存否をめぐって　169
3　GHQと皇室典範……176
4　第九一帝国議会における論議……189
i　政府の対策——法制局「想定問答」(各論部分)　189
ii　第九一帝国議会における「庶系の天皇」「庶系の皇族」論議　200
iii　「女帝」論議——国是としての「萬世一系論」　218

iv　「平等」をめぐる論議　230
5　南原繁「天皇退位」論……247
資　料……295
皇室典範(戦後)／日本国憲法(部分)／皇室典範(明治)／
大日本帝国憲法(部分)
解　説(1)……長谷部恭男……313

〈下巻目次〉

第Ⅱ部　明治皇室典範の成立過程
——「近代化」と「萬世一系」
第一章　皇位継承をめぐって
——「庶出ノ天皇」「女帝否認」
はじめに
1　舞台の設定
2　嚶鳴社「女帝を立るの可否」とその周辺
3　男系・男子主義の悩み
4　法制官僚の課題
5　元老院とその時代
6　宮内省立案第一稿皇室制規をめぐって
7　皇室典範へのみち
8　枢密院における「庶出ノ天皇」
小　結
第二章　「天皇の退位」否認をめぐって
はじめに
1　譲位（生前退位）消極論——その根拠
2　明治皇室典範第一〇条（崩御＝即＝皇嗣承継）の成立過程
むすびにかえて
終章　「萬世一系」と「天皇の不自由」との関係
1　「庶出の天皇」をめぐる憲法論
2　「男系・男子主義」（「女帝」否認主義）をめぐる憲法問題
3　「脱出の権利」としての「退位（＝身分離脱の自由）」
むすび
あとがき
解説（2）（島薗進）
主要人名索引

序章　本書の意図と構成

「一系の天子」

明治の俳人・内藤鳴雪（めいせつ）の「元日や一系の天子不二の山」は、絶世の名吟として知る人ぞ知る、であるらしい。私はこれを、たまたま戦後の新憲法制定を承けて提出された新皇室典範案を審議しつつあった、貴族院皇室典範案特別委員会の速記議事録[1]のなかに見出して、知るにいたった。俳句のことに関しては無知蒙昧の私だが、この句は、三つの象徴を並べて日本人の感性の特色を浮び上がらせ、そしてそのことにおいて、みごとに成功している、と理解できる。

ここで「一系の天子」とは、「萬世（ばんせい）一系の天子」を指すのであって、このフレーズは、前に「元日」を、後に「不二の山」（富士山）を配したうえで、中間にサンドウィッチ状に挟まれた形で置かれている。三つ合わせてともに日本人の感性・情緒の特性を表現する点でたいへん効果的であり絶妙である[2]。現今では、クリスマス人気に押され気味で、元日（元旦・お正月）の勢いはやや衰えをみせているかもしれない。それでもやっぱり、元日ともなるとお正月気分にただよう日本人に特有な感覚が醸し出され、人びとを誘う力はたいしたものである（それは単なるコマーシャリズムに踊らされているだけのことだという決め付けに、異を唱えるつもりを、私はもたない。ことは複合的だと思う）。

もうひとつの富士山の方の吸引力も、これまた断固抜くべからざるものがある。

このふたつの象徴に挟まれた「萬世一系の天子」は、明治のころはもちろんのこと、敗戦にいたる一九四五年までは、この名句が名句たりえていたことに示されているように、たいへん居心地よく納まっていた。ただし、このフレーズが現代においてもなお、元日や富士山とおなじように効果的に生き残っているかというと、かならずしもそうではない。実際のところ最近体験したことであるが、ある文科系の大学院院生とたまたま天皇制の話になり、私が「萬世一系」という語を使ったところ、この院生は、「まったくはじめて聞きました。それってなんですか」と反応して私を驚かせたのである。この語そのものが――私のような年代の人間にとっては、日常用語であった「國體（こくたい）」と同様――いまでは死語と化しつつあるらしい。

現在の法体系のなかにおいても、たしかに「萬世一系」という語そのものは完全に消失してしまっている。けれども、敗戦を迎えるとき、この語は「國體護持」とともに、いやと言うほど巷で聞かされた。それを背景にしてこんどは、新しい憲法が天皇制を存続させ、これと連結して皇室典範を成立させたときにまた、この語は盛んに用いられたのであった。あとで究明することになるが、「萬世一系の天皇」というフレーズには、いろんな内容が詰っている。そういうものとしてそれは、いろんなものが集まって合成されたひとつのイデオロギー体系である、と言える。戦後日本の支配層は、天皇制を残

すことに成功したときに、「萬世一系」という観念体系の不可欠・独自性をしきりに訴えた。まさにそのことによって、天皇制存続に成功したとさえ言えるほどなのである。

ところがいまや、「萬世一系」は死語化の過程にあり、それにもかかわらず天皇制はちゃんと生き続けている。そしてたぶん、現代日本人の多くは――ちょっとした説明を加えさえすれば――「元日や一系の天子不二の山」の句に共感しないまでも、すとーんとおちる感じを理解できるはずである。

これはいったいなんだ――この種の問いは、敗戦とともに青年期に入りかけて以来ずっと、私の心のなかに巣くってきたものである。本書は『「萬世一系」の研究』という表題を掲げているものの、「萬世一系」によって意味するすべてを万遍なくフォローしようとするものではない。そればかりでなく、「萬世一系」という観念体系そのものの中身に分け入って、その意味するところを確定することさえ意図していない。

憲法研究者としての私が本書で意図するところのものは、もっともっと限定的ではるかに小さい。「萬世一系の天皇」という観念体系を振りかざして、明治国家以降の社会支配層が――法制官僚たちをつうじて――天皇制という制度をどんなふうに構築あるいは再編したかを、考究してみようというのである。天皇制ということを一言(ひとこと)で言ってのけたが、私が照射しようと試みるのは、憲法および皇室関係法によって形成されている制度のうちで、天皇の地位の受け継ぎ(皇位の継承)に関わる部分である。それも、皇位

継承の体系を究めるといった課題を担うつもりはない。皇位継承（「世継ぎ」）のありようを、それも「〝女帝〟の可能性」、「〝庶出の天皇〟の認否」および「天皇の退位」という三つの要素に特化して考察してみようというのである。私としてはこの三つに絞って考察することによって、日本の皇位継承のありようの特徴をかなりの程度浮び上がらせることができると思う。かつ、それをつうじて「萬世一系」という観念体系のはたらき具合の少なくとも一部を一定程度に明らかにできるだろうと考える。

〝万邦無比〟の「萬世一系」論

観念体系としての「萬世一系」そのものには立ち入らないと言ったが、やはりこれは気になるコンセプトである。これについて本書「序章」でなにかしらの挨拶なしに済ますわけにはゆかなかろう。

旧幕時代の尊皇主義者の唱えた「萬世一系」論などに遡ることはさておき、憲法論のうえだけで言えば、このコンセプトは明治憲法第一条「大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」に端を発すると見てよろしい。この規定を冒頭に掲げた明治憲法は、その「告文」において宣言しているように、〈天皇の統治は天照大神（あまてらすおおみかみ）をはじめとする皇祖皇宗の神勅に由来するものであって、その神勅は子々孫々が皇位に就き、日本国（葦原之瑞穂国（あしはらのみずほのくに））を王として治むべしと命じている〉として、神々のお告げにもとづき、神々につな

がる子々孫々がこの国を支配することを正当化した。このばあい、神々の系統につながる子孫が一本の糸のようにずっと続いているということに、なによりものポイントが置かれた。[3]

この点につき、戦後の日本法制史学界の最高権威者と目され文化勲章の栄誉に輝く石井良助が次のように強調しているのは、それが戦後、日本国憲法下のことであるだけに、注目を惹く。「明治憲法成立以後の統治形態そのものだけについて考えれば、その天皇制はなんら君主制として特異な存在ではない。決して無比なものではない。……君主国体に属する国はほかに幾らもあったのであって、その国体は決して無比ということができないのである。であるから、問題はそこにあるのではなくして、その歴史的基礎すなわち萬世一系であったということが無比なのである。[4]」とする言説である。石井は、戦後日本が天皇主権に代わって国民主権へと変革したことによって、「國體」(ここではひとまず、国家の基本的統治体系あるいはこれに関連する基本的性格と理解しておこう)は変わったか変わらなかったかという国家あげての当時の一大論争点に関わって、右言説を展開しているのであった。そして石井は、戦後の天皇もまた万邦無比・史上唯一の「萬世一系」につながっていて、その点で無比だから、國體は変革していない、と言いたいらしいのである。[5]

石井は皇統(天皇の血統)が「萬世一系」であることにおいて、万邦無比だと論ずると

き、そのことによって結局は、天照大神にまで遡るところの神話的な部分にも相当に深い程度肯定的にコミットせざるをえなくなっていると解すべきである。そうでなければ、支配者の系統が一本の糸のごとく連綿とつながっているという自然的な事情だけからは――仮にそれがブルートファクト(裸の事実)であり、かつ、真に世界に無比なる現象だとしても――なんの有難味も尊さ加減も出てこないからである。神勅の名宛人として、これを発した神々にずっとつながっているという神話的な構成なしには、「萬世一系の天皇」は自らを正統化することも正当化することもできないのである。

戦前の日本では、たしかに「萬世一系の天皇」イデオロギーは正統教義として有効にはたらき、理不尽な公権力行使のかずかずを正当化しえた。けれどもそれは、政治支配層が、そのイデオロギーの神話的な部分に人びとが疑いの目を持たないようにするためのいろんな手段を講じたことの結果である。そしてこれは、人びとが少数意見を持ちそれを表明する権利がある、などと考えることのできない仕組みのなかで生かされてきたからでもある。

日本の「萬世一系」に付随する神話的な部分に着目したバートランド・ラッセルは、この教説がかのイギリス中世末葉のロバート・フィルマーの「王権神授論」と「家長論」とに「きわめて類似した説」であるとし、そのような教説が現代なお生き残りえていることに驚愕している。[6] このばあい、ラッセルはことをあまりにも単純化して観測し

ているとかいった種類の評価を加えて、ラッセルを一蹴しようとする立場もあろう。けれども、「萬世一系」なる特殊日本的な観念体系を世界史的なアングルでテレスコピックに捉えてみると、フィルマー「王権神授論」のみならず、「神話への信仰」にひたりきった古代の政治教説のあれやこれやと「きわめて類似した」面があるのを否定するのは、むしろむずかしかろうと思う。

「萬世一系」の神話的な部分は戦前日本まで有効であったが、いまではまったく話は別だ、と論ずる者が多数を占めることは、私も認容する。けれども、私がこのことに拘泥するのは、敗戦後の日本政治支配層が天皇制存続に全エネルギーを傾注したさい、なんらかの新規な天皇制正当化(正統化)イデオロギーを作成提示しようとしたわけのものではなくて、のち〝憧れの中心〟としての天皇」論として知られるにいたる教説も含め、ひたすら「萬世一系」を喚起し、もっぱらそこから出発して天皇制護持をはかろうとした事実があるからなのである。ある意味で「敗戦後」においてこそ高い頻度で、「萬世一系」は語られた、と言いたくもあるのである。

人は言うだろう、「萬世一系」は「敗戦後」かぎりのものであって、いまやそれは死語化し、忘却のかなたに葬り去られてしまったのだと。要するに「萬世一系」は、天皇制生き残りのための方便として、使えるだけ使われて、いまや政治思想史博物館に収められているだけのことだ、と言うのである。よろしい。残すときは歴史(本書でなんど

も指摘するごとく、明治の天皇制形成期には、「古代ノ恒典」などというフレーズ[8]があたかもトランプ＝切り札のように用いられた)や伝統文化が大動員されたが、一旦残すことに成功したのちは、天皇制の政治理論・哲学論議はどうでもいいことがらなのだろうか。これは、尊皇主義者だけではなくてごく一般的な天皇制支持者の面々にも課せられている挙証責任に属する問題のように、私には思える。本書は、こうした方面に立ち入るものではないが、こうしたことについての問題意識がバックにあるのを、読者は感じとってくださるに違いない。

本書のねらい

(1)　以上において、天皇(家)を正当化(正統化)する唯一、最大の論拠が、「萬世一系」の観念体系であったことを述べてきた。読者諸兄姉のなかにはもうウンザリだ、と感じておられる向きもあろう。私も、この辺でこの主題からしばらく離れる。次に、本書の中身の紹介に移る。

本書は、もとはある大学紀要(『神奈川法学』)に自分の退職論文として書いた三篇の論稿[9]の修正版を根幹にして構成される。本書の中心は、明治における憲法・皇室典範(このふたつを合流させて「典憲」という語が用いられることがある)の制定期およびアジア太平洋戦争後の典憲制定期における歴史的な研究にかかわるものであって、主題は、

皇位の継承法制において、なぜ、どのように、女性が排斥されるにいたったかを、どちらかというと法制官僚的な観点に考察の中心を置いて眺めてみることにあった。この考究を進めてゆく過程で私は、「庶系の天皇」という制度、つまり妾の子であっても皇胤(天皇のたね)を継ぐ男子であれば――比較的におおらかに、あるいは当然に――皇位承継を容認するという制度があって、じつはこれが、男系主義、男子という「萬世一系」の支柱であったことに気がついた。「女帝の否認」と「庶系天皇の容認」とは、ウラとオモテの関係にあったのである。明治法制官僚たちは、この関係を見込んだうえで、一方では女帝制度を拒否する方途を選択すると同時に、他方、嫡系男子主義に付随した形で庶系男子主義をも伝統に即して承認したのであった。それらにまつわる明治法制官僚らのことの運びを――その苦心のありようも含めて――描くことを試みた。

明治における天皇制の編成作業は、基本的には国内問題であったが、同時にそれは条約改正へと結実させるためのすぐれて国際的な性格のものであった。「近代化」の外観を欧米諸国に向けて示さなければならない、というかつてない使命を中核に置いていたのである。原型である私の既刊論文にあっては、この意図を表出すべく、おこがましくも「明治皇室典範の(あるいは、日本〝近代化〟に関する)小さな研究」という副題がつけられていたのである。

(2) 戦後制定された皇位継承法たる皇室典範にあっては、一方では「女帝の否認」に